

豊橋市監査公表第16号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定例監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和8年3月30日

豊橋市監査委員	鈴木 教 仁
同	野 口 洋
同	梅 田 早 苗
同	本 多 洋 之

定例監査等の結果について

第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業

(1) 産業部

産業政策課、地域イノベーション推進室、北部地域活性化推進室、
商工業振興課、観光プロモーション課、みなと振興課

(2) 都市計画部

都市計画課、都市交通課、公園緑地課

(3) 会計課

(4) 消防本部

総務課、消防救急課、予防課、通信指令課、中消防署、南消防署

(5) 教育委員会教育部

教育政策課、学校教育課、保健給食課
岩田小学校、豊小学校、新川小学校、羽根井小学校、下地小学校、中野小学校、
飯村小学校、旭小学校、嵩山小学校、石巻小学校、杉山小学校、賀茂小学校、
豊岡中学校、羽田中学校、高師台中学校、本郷中学校、高豊中学校
豊橋高等学校

(6) 議会局

議事課

第2 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
監査委員事務局による予備監査	小学校12校、中学校5校、 豊橋高等学校及び 監査委員事務局執務室ほか	令和7年12月3日～令和8年2月23日
監査委員による 監査	岩田小学校、下地小学校	令和8年1月29日
	監査委員室	令和8年2月20日、24日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、対象となった各課（工事担当課を含む。）に対し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経済性が発揮されているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

第4 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたものの、8件の指摘事項及び13件の意見が見受けられた。

産 業 部

《産業政策課》

意 見

1 事務処理について

豊橋駅産業プロモーションブース警備清掃委託業務において、業務回数変更の協議を行い、協議書は作成しているものの、変更契約を締結しておらず、現場責任者届の宛名が前市長であった。また、産業用地整備候補地調査委託業務において、現地立入りの身分証明書交付願いの日付が未記載であった。さらに、本市に事務局のある東三河5市企業誘致推進連絡会議において、全ての支出負担行為決裁書に起案日のみ記載があり、決裁日などが未記載であった。こうした不備事例が発生していることは、課内での確認が十分でないと考えられるため、書類のチェック体制を強化するなど、適切な事務処理に努められたい。

《北部地域活性化推進室》

意 見

1 委託業務について

豊橋新城スマートIC（仮称）周辺土地利用検討委託業務の入札参加資格要件である施工実績や温泉調査委託業務の特記仕様書で求めている配置技術者の資格要件が不明確であったので、資格要件については厳正に審査する必要があるため明確に記載するよう努められたい。

《商工業振興課》

指摘事項

1 建設廃棄物の処理について

とよはし産業人材育成センター電気設備改修工事ほか4件の修繕において、仕様書に建設廃棄物の処理に関する項目がなく、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認していなかった。建設廃棄物の処理費を計上すること及び建設廃棄物が適正に処理されたことを確認することは発注者の責務であるので、建設廃棄物処理指針にのっとり適正な仕様書により修繕を発注し、建設廃棄物処理の履行確認をされたい。

意見

1 協議記録について

とよはし産業人材育成センター建築物環境衛生管理等業務において、仕様書に市と協議して決定するとされている項目について、その内容を記録していなかったため、委託事業者と協議したものについては記録を残すよう努められたい。

《観光プロモーション課》

指摘事項

1 旅行命令書について

旅行命令書の旅費内訳書において、経路が記載されていない事例が散見された。これは、庶務管理システムでの複写後の確認が十分でなかったことが原因であった。決裁時には内容を確認するとともに、旅費に関する規程等にのっとり適正に事務処理をされたい。

2 所管する団体の事務処理について

本市に事務局がある豊橋まつり振興会の事務処理や会計処理等において、会長決裁であるべき起案文書に会長の押印がないなど、多数の不適切な事務処理が見受けられた。令和5年度定例監査で同様な指摘がされているにもかかわらず改善していないことを重く受け止め、再発防止に向けた実効性のある取組をされたい。

《みなと振興課》

意見

1 契約事務について

修繕の見積合わせにおいて、通知と見積書の様式で消費税（税抜き、税込み）に係る説明が異なっていた。また、賃貸借契約の入札公告において、当該契約が地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であることの記載がなかったため、適切な事務処理に努められたい。

都 市 計 画 部

《都市計画課》

意 見

1 決裁について

屋外広告物許可申請書の決裁において、鉛筆が使用されていた。容易に改ざんされるおそれがあるため、今後はボールペンなどの保存性、耐久性が高い筆記具を使用するように努められたい。

《公園緑地課》

意 見

1 都市公園の使用料について

都市公園内で業として写真・映画撮影を行う場合の使用料については、昭和61年の条例改正を最後に約40年にわたり改正が行われていない。地価を基準とした使用料を算定根拠としているが、他都市との比較や手続に係る事務処理、営利目的であることなどを考慮し、算定根拠の見直しに努められたい。

教 育 委 員 会 教 育 部

《教育政策課》

指摘事項

1 契約事務について

- (1) 令和4年度以降に発注した全ての少額工事において、予算決算会計規則で定められた工事等施行伺の決裁を受けることなく見積徴取等契約事務を行っていた。このことは、工事発注の是非、工事発注方式の是非、発注仕様書・見積依頼業者の適否等について所属長の判断がされておらず不適切であるので、予算決算会計規則にのっとり適正な契約事務をされたい。
- (2) 東部中学校校舎改良工事に伴う体育館棟アリーナ（中央・南側・北側）照明LED化工事3件において、中央・南側・北側の順に着手からしゅん工までの工期が重ならない契約であるにもかかわらず、中央のしゅん工写真が発注前である南側・北側の施工範囲もしゅん工した状態となっており契約内容と齟齬があったので、適正な契約事

務をされたい。

2 建設廃棄物の処理について

高豊中学校南校舎シャッター解体工事ほか多くの工事において、仕様書に建設廃棄物の処理に関する項目がなく、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認していなかった。建設廃棄物の処理費を計上すること及び建設廃棄物が適正に処理されたことを確認することは発注者の責務であるので、建設廃棄物処理指針にのっとり適正な仕様書により工事を発注し、建設廃棄物処理の履行確認をされたい。

3 豊橋高等学校の個人情報の持ち出しについて

個人情報の持ち出しに係る管理票や記録簿において、未記載の項目があるものや校長又は教頭の持ち出し許可及び返却確認の印がないものが散見された。個人情報の持ち出しに当たっては、紛失・漏えい等のリスクもあるため、教職員に対し再度個人情報の取扱いについて周知するとともに、校長又は教頭により持ち出しの許可・確認を徹底し、個人情報管理・運用規程等にのっとり適正に処理されたい。

意見

1 工事の分割発注について

高豊中学校南校舎シャッター関連工事、栄小学校北・南校舎長寿命化に伴う舗装関連工事、東部中学校校舎改良に伴う照明LED化関連工事等において、緊急に施工する必要があるとの理由により工事を分割し随意契約により発注している事例が見受けられた。児童・生徒の安全確保を最優先するなど学校施設における工事の特殊性は理解できるが、地方自治法では地方公共団体の契約は競争入札によることが原則であるので、安易に分割をせず合理的な判断による発注に努められたい。

2 委託業務について

外国籍生徒の学習支援事業運営業務において、仕様書に定める実施時期を口頭により変更していたため、書面に残すように努められたい。また、業務の履行確認は所属長が確認しているが、現場の職員である事務長で対応が可能であるため、実効性のある検査体制を検討されたい。

《学校教育課》

指摘事項

1 委員の報償について

いじめ問題調査委員会委員も兼任しているいじめ問題対策連絡協議会委員の報償支給

において、附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱を根拠とすべきところ、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を根拠としていたため、支給額に誤りがあった。報償支給に当たっては、根拠を確認し、適正な支出事務をされたい。

2 旅費について

旅費の手引きにおいて、研修施設に宿泊し当該施設内の食堂が利用できる場合は宿泊手当を減額調整することとされているが、減額されていない事例が散見された。また、職員以外の者から提出を受ける旅費請求書について、支出負担行為兼支出命令書に添付されていない事例や請求額と支給額が一致していない事例が散見された。旅費の支給に当たっては、旅費に関する規程等にのっとり適正に事務処理をされたい。

意見

1 いじめ問題対策連絡協議会について

要綱に定められている会議の定期開催回数と実状に齟齬があったため、要綱の見直しを行うなど適切な事務処理に努められたい。

2 ホームページの管理について

小中学校のホームページは、それぞれの学校の管理責任で公開しているが、リンク切れや情報の更新がされていないものが散見された。誰に対して何を伝えるのかを明確にすることを学校に意識させるとともに、掲載すべき情報を精査する働きかけに努められたい。

3 防犯カメラの運用について

市内すべての小中学校に防犯カメラが設置されているが、モニターが見づらい位置に設置されている、レンズが汚れていて画像が鮮明でないなど維持管理が適切に行われていない事例が散見された。各学校における維持管理や管理責任者等の設置について運用基準の策定や校長会等での周知に努められたい。

《保健給食課》

意見

1 給食用エレベーターの維持管理について

小中学校の給食用エレベーター保守点検業務において、業務実施報告書では耐用年数の超過による部品交換及びリニューアルの推奨が多数見受けられた。適宜修繕対応しているが、今後も事故が発生することがないように計画的な更新と適切な修繕に努められたい。

2 水道水の水質管理について

市立学校飲料用貯水槽清掃等業務において、業務実施報告書では水道水の水質検査測定結果について遊離残留塩素濃度が基準値を満たさない学校が多数見受けられた。保護者及び来訪者についても飲料水として使用できない旨を周知するとともに、引き続き水質の改善に努められたい。